## 実刑判決宣告後の裁量保釈の許否の 判断事例

## 実刑判決宣告後の裁量保釈の許否の判断事例(R1.6月~9月)

<b>17</b> F		· 勾留罪名	第一審判決		左記判決後の保 釈請求に対する 決定			左記決定に対する抗告又は異議申立てに対する決定
番	·号		判決時 身柄区分	裁判要旨	主文	年月日	主文	理由(抜粋)
	1 !	窃盗	保釈中	懲役3年	不許可	R1.7	原決定取消 (保釈許可)	「・・・被告人は、単身赴任の父親と同居しており、この父親が身柄引受書を提出し、保釈許可条件を遵守させることを確約している。さらに、被告人は、平成30年12月・・・に釈放された後、・・・の公判期日にはきちんと出廷していること、この間にも、被告人は、捜査機関の取調べに応じていることの事情も併せると、逃亡のおそれの程度もさほど高くなく、相応に高額の保釈保証金を定めることにより逃亡を防止できると考えられる。加えて、被告人の腫瘍の治療等所論指摘の保釈の必要性も認められる。そうすると、原決定の判断は、罪証隠滅のおそれ及び逃亡のおそれの程度の評価を誤ったか、あるいは、被告人の身柄拘束の継続により受ける社会生活上の不利益を軽視したものといわざるを得ず、・・・原決定は、合理性に欠けているというべきである。被告人に対しては、裁判前の保釈よりも高額の保釈保証金を定めて、裁量により、保釈することが適当である。」
4	2	強制わいせつ致傷 住居侵入 準強制わいせつ 準強制性交等	保釈中	懲役4年	許可	R1.7		「・・・被告人に懲役4年という長期の刑が科されていることも考慮すると、被告人の保釈を裁量で許可するに当たっては、判決宣告前よりも慎重な判断が求められるというべきである。弁護人は、保釈の必要性として、被告人の仕事の引継ぎや父親の介護の必要性について指摘するが・・・本件で保釈を認めるべき必要性が高いとまではいい難い。・・・原決定がこの点に関して十分に考慮をしたかどうかは判然としない。他方・・・・被告人は、執行猶予の付された判決を見込んでいたというのであり、また、一部の事実については犯人性を争って自己の刑事責任を否定していたにもかかわらず、前記判決によってこれが排斥されてもいて、当初の予期ないし期待と大きくかい離する内容の判決の言渡しを受けている。そうすると、前記判決言渡しの前後では状況が大きく変化しているとみるべきであり、被告人が一審段階で保釈許可決定を受けて釈放されて以降、問題行動をとっていなかったとしても、原判決を想定外に重いと受け止めて、これを逃れるため逃亡するおそれが高まったといえるから、現時点において、被告人につき刑の執行を確保するための手当てをする必要性は大きいというべきである。この点、弁護人は、被告人と同居する父親、雇用主、近場に居住する兄及び交際相手の存在を指摘して、被告人の逃亡の可能性はないと主張しているが、)・・・これらの者による監督が前記のような逃亡のおそれの高まりを必ずしも実効的に低減させるに足りるものと評価することはできない。以上によれば、弁護人がその他保釈請求書中で指摘する事情や、増額された保釈保証金による担保を考慮しても、本件が裁量により保釈を認めるのが相当な事案であるとはいえない。」
(	3	建造物損壊	勾留中	懲役1年6月	許可	R1.7		「・・・本件は、暴力団抗争を背景として報復の目的で計画的に行われた組織的かつ反社会的で、地域社会にも大きな不安を及ぼした危険性の高い犯行であって、被告人は積極的な関与を果たしたものと認められる。そして、被告人は、今なお現役の暴力団組員であるところ、・・・同組織の意向又は被告人の意思により、組織の影響力を介して被告人が逃亡を図るおそれには大きいものがあるし、場合によっては対立組織の報復の対象となる可能性も無視できない。被告人の公判への出頭や、被告人に科される刑の執行が確保できなくなるおそれには、相当程度高いものがあるというべきである。このように、被告人の逃亡のおそれはかなり大きいと考えられるから、・・・被告人の逃亡のおそれは、保証金没取を裏付けとする威嚇によっては防止することのできない程度のものであり、裁量保釈に消極的に働く事情が、見過ごせないほどに大きいというべきである。そうすると・・・消極的に働く事情を踏まえてなお保釈の許可を導くことのできる積極的な事情は十分ではないというべきである。」
4	4 :	覚せい剤取締法違反	保釈中	懲役1年6月 うち4月につき2 年間執行猶予, 付保護観察	不許可	R1.8	原決定取消 (保釈許可)	「・・・保釈を許可された後の前記各公判期日への出頭状況や、保釈中に覚せい剤依存症治療のため通院するなどしていたこと、身元引受人である被告人の長男が今後の監督を誓約していること、このような更生環境等を踏まえて一部猶予判決がされていることや刑期が1年6月にとどまることなどからすると、被告人が保釈保証金で担保できないほど逃亡のおそれが高いともいえない。以上の点に高齢の義母の世話をする必要なども併せ考慮すると、再保釈を許可しなかった原決定は、裁量の範囲を逸脱した不合理なものといわざるを得ず、取消しを免れない。」

## 実刑判決宣告後の裁量保釈の許否の判断事例(R1.6月~9月)

	勾留罪名	第一審判決		左記判決後の保 釈請求に対する 決定			左記決定に対する抗告又は異議申立てに対する決定	
番号		判決時 身柄区分	裁判要旨	主文	年月日	主文	理由(抜粋)	
5	覚せい剤取締法違反 建造物侵入 窃盗	保釈中	懲役6年6月	許可	R1.8		「・・・被告人が逃亡を図るおそれは、第一審判決前の時点から相当程度高かったものと認められる。そして、被告人は、同判決によって懲役6年6月という長期の刑に処せられている上・・・事実関係を争って自己の刑事責任を否定していたにもかかわらず、これが排斥され被告人の意に沿わない内容の判決の言渡しを受けていることからすると、判決言渡しの前後で状況が大きく変化し、被告人が逃亡するおそれは格段に高まったといえる。したがって、被告人の保釈を裁量で許可するに当たっては、判決宣告前よりも更に慎重な判断が求められるというべきである。そこで、保釈の必要性についてみるに、弁護人は、被告人に身辺整理の必要があること、被告人が示談金の残額の支払などのために稼働する必要があること、実姉の同僚の起業に協力する必要があること、癌を患う内妻の通院に付き添ったり、6歳の息子の世話をしたりする必要があること、被告人自身も歯周炎等の治療の必要があること等を指摘する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	覚せい剤取締法違反	保釈中	懲役2年	不許可	R1.9	原決定取消 (保釈許可)	「・・・保釈後の各公判期日への出頭状況や、2年ほど前から同居する内妻が情状証人として出廷して今後の監督を約束しているところ、同人は、被告人との間の子を・・・出産予定であること、本件の刑期が実刑とはいえ2年であることなどからすると、保釈保証金で担保できないほど被告人の逃亡のおそれが高いともいえない。以上の点を併せ考慮すると、実刑判決が下されたことを除けば、被告人の身上関係等に逃亡のおそれを懸念させる事情が新たに加わったわけではないのに、再保釈を許可しなかった原決定は、裁量の範囲を逸脱した不合理なものといわざるを得ず、取消しを免れない。」	
7	強盗致傷 窃盗 傷害	保釈中	懲役7年	許可	R1.9	原決定取消 (保釈不許可)	「・・・被告人は、第1審判決によって懲役7年という長期の刑に処せられている。加えて、量刑の中心となる強盗致傷の事実については、事実関係を争っていたにもかかわらず、これが排斥されて被告人の意に沿わない内容の判決の言渡しを受けていることも考えると、第1審判決後には、被告人が逃亡するおそれは格段に高まったといえる。・・・被告人が逃亡するおそれは相当に高く、保証金を定めることによってその防止を図るのは困難である。また、保釈の必要性についてみても、・・・被告人の身柄釈放の必要性が高度にあるとまでいえる事情ではない。そうすると、被告人は原審において、第1回公判期日前の保釈許可により平成31年4月に釈放されていたところ、前記判決に伴い収容されるまでの約4か月半の間、公判期日4回の全部に出頭し、その他保釈の条件違反等の行動があったことがうかがえないこと、・・・原決定が、保証金額を合計900万円と高めに定め(ただし、うち300万円について保証書許可)・・・ていることを考慮しても、保釈を許可した原決定は、被告人の逃亡のおそれを過小に評価したか、保釈の必要性を過大に評価した誤りがあって、その合理的な裁量を逸脱したものというべきである。」	
8	覚せい剤取締法違反	保釈中	懲役2年2月	許可	R1.9		「(1)保釈の必要性(弁護人の主張する事情)について ・・・弁護人が保釈請求に際して主張した保釈の必要性は、一般的な必要性という程度に止まり、必要性が特段に高いと評価できるものではないし、記録上、保釈の必要性を特段に高めるようなその他の事情も認められない。 (2)保釈の相当性について 刑訴法344条により、実刑判決後に権利保釈が認められないのは、実刑判決により逃亡のおそれが大幅に高まると共に、刑の執行のために身柄を確保する必要性も強くなること等によるものと解される。自ら実刑判決を宣告し、以後訴訟が自らの手を離れる原審裁判所においても、このような趣旨を踏まえて、慎重に保釈の許否を判断することが求められていることは当然である。このような観点から本件をみると、・・・・原判決が確定すれば、執行猶予も取り消され、本件の刑期と併せて相当長期間の服役が見込まれる(しかも、被告人にとっては初めての服役となる。)。実刑判決により、逃亡のおそれは相当高まったといわなければならない。また、・・・被告人の原審公判期日への出頭状況は不良である。・・・控訴審、上告審においては、被告人の出頭は義務づけられていないとはいえ、身柄確保が相当困難になることをうかがわせる具体的かつ現実的な事情があるといえる。以上によれば、本件は、裁量保釈の相当性を否定すべき事情のある事案といわざるを得ない。」	

## 実刑判決宣告後の裁量保釈の許否の判断事例(R2.1月~3月)

	勾留罪名	第一審判決		左記判決後の保 釈請求に対する 決定			左記決定に対する抗告又は異議申立てに対する決定	
番号		判決時 身柄区分	裁判要旨	主文	年月日	主文	理由(抜粋)	
1	覚せい剤取締法違反	保釈中	懲役2年2月 うち4月につき2 年間執行猶予, 付保護観察	許可	R2.2		「・・・被告人には、累犯前科を含め同種前科3件のほか、殺人未遂幇助等の異種前科2件がある上、懲役2年2月という短期とはいえない判決を受けたことに照らすと、刑の執行を確保する要請が高まるとともに、服役が現実化したことにより、逃亡の危険性も高まったといえるから、裁量保釈の当否については、刑訴法90条に規定する諸事情を考慮し、その必要性等について慎重に検討するべきである。・・・原裁判所は、裁量保釈の必要性を判断するにおいて重要な事実(注:C型肝炎のり患の有無、症状の程度及び治療の必要性)について、弁護人に対し特段の疎明を求めることもなく、その主張を鵜呑みにして、誤った事実を前提に保釈許可の判断をしたものであり、・・・C型肝炎の治療を理由に被告人を保釈する必要があるとは認められないことや、他に保釈を必要とする事情もないことからすると、・・・保釈保証金を相当高額に定めたことを考慮しても、被告人の保釈を許可した決定は、その裁量を逸脱した不合理なものといわざるを得ない。」	
2	住居侵入強制わいせつ致傷	保釈中	懲役2年6月	許可	R2.2		「・・・弁護人は、被告人が一貫して事実を認めて反省の態度と更生への決意を示していること、本件に関する報道により被告人が世間的に有名となったことから、逃亡するとは考え難いこと、判決宣告前に保釈されていた間は逃亡等の行為を一切行わなかったことなどからすれば、被告人が逃亡するおそれは全くない、被告人の両親が被告人の身元を引き受け監督する意向であり、その実効性は極めて高い、被告人は、自身を省みてメンタルヘルスに問題があると考えるようになっており、定期的な通院をする意思を有しているから、更生の観点からも保釈が必要である、などと主張する。原決定は、これらの事情を踏まえ裁量保釈を認めたものと解される。しかしながら、懲役2年6月の実刑という軽くない判決結果、被告人が独身で無職であるといった身上関係、本件犯行に至るまでの被告人の生活状況や行動状況等に照らし、両親の監督の実効性には疑問があることなどに鑑みると、弁護人の主張する事情は裁量保釈を適当とする事由に当たるとはいえない。そうすると、250万円という保釈保証金を定め・・・ても、保釈を許すべき事案とはいえない。」	
3	詐欺	勾留中	懲役6年6月	不許可	R2.3	原決定取消 (保釈許可)	「・・・被告人は、自らの健康状態、自らが代表を務める会社の今後の経営、幼少の子供がいること、実母が身柄引受書を提出していることなどを理由に、裁量保釈を認めなかった原決定を論難するが、その中で最も強調しているのが健康状態である。・・・諸事情を考慮すると、大腸ポリープの手術の必要性は否定できないところであって、早期の手術の実施を希望する被告人の裁量保釈の申立ては首肯できるところである。原裁判所の意見書では、前々回保釈請求却下後に内視鏡検査を受けた被告人が大腸ポリープの手術を受けることを希望していることを踏まえても、裁量保釈は適当でないとしているが、当裁判所の事実取調べの結果明らかとなった東京拘置所における上記内視鏡検査結果をも考慮すると、原決定は是認できず、取消しを免れない。」	
4	常習累犯窃盗	保釈中	懲役2年10月	不許可	R2.3		「・・・被告人は、原審において、・・・保釈許可決定によって釈放された後、・・・第1回公判期日から・・・第10回の判決公判期日に至るまで、欠かさず出廷していること、安定した雇用関係にあること、被告人の母親が身元引受書を提出していることなど弁護人が主張する事情も併せると、逃亡のおそれの程度もさほど高くなく、相応に高額の保釈保証金を定めることにより逃亡を防止できると考えられる。加えて、被告人が解離性障害にり患している可能性があり、・・・被告人が原審の保釈後、専門医を受診し、病的窃盗及び摂食障害と診断され、入院及び通院治療を受け、自助グループにも参加してきたところ、身柄拘束によって、それらの治療等の中断を余儀なくされるという所論の主張には理由がある。そうすると、原決定の判断は、・・・逃亡のおそれの程度の評価を誤ったか、あるいは、被告人の身柄拘束の継続により受ける不利益を軽視したものといわざるを得ず、被告人について裁量による保釈が相当でないとして本件保釈請求を却下した原決定は、合理性に欠けているというべきである。」	
5	覚せい剤取締法違反	保釈中	懲役3年6月	許可	R2.3		「・・・被告人は、・・・懲役3年6月という重い刑に処されており、その逃亡のおそれはそれ以前に比べて格段に高まったというべきである。・・・他方、弁護人は、本件で保釈を認めるべき事情として、被告人の病気(気管支喘息、慢性気管支炎)とその専門医による治療の必要性を主張する。・・・弁護人が指摘する治療の必要性は、現時点において特に急を要するものでも、必要性の高いものでもなく、拘置所における一般的な医療体制により十分に対応可能な状況にあるものというべきである。そうすると、現段階においては、被告人の逃亡のおそれは相当に高く、保証金額等の条件によって、これを防止することは容易ではないと考えられる。そうすると、保釈を必要とする特段の事情があるとはいえない本件については、被告人の保釈を許可した原決定は、その裁量を逸脱したものとして、取消しを免れない。」	
6	関税法違反	保釈中	懲役1年, 罰金 7000万円, 懲役2年6月, 罰 金1億3000万円	許可	R2.3	原決定取消 (保釈不許可)	「・・・本件事案の内容,被告人の立場,前科関係等に加え,被告人が本件各犯行により言い渡された懲役刑が合計3年6月と長期間であること,被告人は,海外に複数の拠点を有し,海外に居住する関係者がいるほか,被告人の子供ら親族の中にも海外で生活している者がいること,被告人及びその周囲の者の協力によって容易に資金を確保できる状況にあることなどの事情を併せ検討すると,被告人が高齢で投薬治療中であること,内妻が身元引受書を提出していることなどの弁護人が主張する事情に,原決定が保釈保証金を3億500万円と定めたことなどを踏まえても,裁量保釈を適当とする事情があるとは認められない。」	